



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 17 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（病院局） 2		する条例……………（教育庁） 3
○宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例……………（ " ） 3		○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（ " ） 9
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正		○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（ " ） 16
		○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例……………（監査事務局） 25
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（警察本部） 25
		○押売等防止条例等の一部を改正する条例……………（ " ） 26

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 改正の理由及び主な内容
物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図る等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 改正の理由及び主な内容
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 改正の理由及び主な内容
(1) 物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図る等、所要の改正を行うこととしました。
(2) 県立高等特別支援学校を開設することに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 改正の理由及び主な内容
物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図る等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 改正の理由及び主な内容
人事委員会勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行う等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 改正の理由及び主な内容
地方公営企業法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 改正の理由及び主な内容
自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴い、保管場所標章が廃止されるため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 押売等防止条例等の一部を改正する条例（条例第34号）

- 改正の理由及び主な内容
懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することを内容とする刑法の改正等が行われたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和7年6月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(料金等)			(料金等)		
第6条 [略]			第6条 [略]		
2 [略]			2 [略]		
3 前項に規定する料金のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）別表第1第6号及び第8号に該当しない行為に係るものの額は、同項に規定する額に当該額の 1,000分の59に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			3 前項に規定する料金のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）別表第2第6号及び第8号に該当しない行為に係るものの額は、同項に規定する額に当該額の 1,000分の59に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		
4～6 [略]			4～6 [略]		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
料 金 等	単 位	金 額	料 金 等	単 位	金 額
1 病室使用料	1 日につき	<u>17,800円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	1 病室使用料	1 日につき	<u>20,400円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]			[略]		
5 文書作成手数料	1 通につき	<u>4,400円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	5 文書作成手数料	1 通につき	<u>5,500円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
6 ポリオワクチン予防接種手数料	1 回につき	<u>5,762円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額			
7 第1号から第6号までに掲げるもののほか、病院を利用する場合	[略]		6 第1号から第5号までに掲げるもののほか、病院を利用する場合	[略]	

の料金等

[略]

の料金等

[略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号**宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例**

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例（平成25年宮崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（返還の免除） 第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。 （1） 専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。）、介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。）その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及び管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。 （2） [略]	（返還の免除） 第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。 （1） 専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。）、介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条の2第3項の規定による休業をいう。）その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及び管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。 （2） [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第29号**教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例**

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
<table><tr><th>区 分 及 び 名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>学校</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県立日南くろしお支援学校</td><td>[略]</td></tr></table>	区 分 及 び 名 称	位 置	学校		[略]		特別支援学校		[略]		県立日南くろしお支援学校	[略]	<table><tr><th>区 分 及 び 名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>学校</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県立日南くろしお支援学校</td><td>[略]</td></tr></table>	区 分 及 び 名 称	位 置	学校		[略]		特別支援学校		[略]		県立日南くろしお支援学校	[略]
区 分 及 び 名 称	位 置																								
学校																									
[略]																									
特別支援学校																									
[略]																									
県立日南くろしお支援学校	[略]																								
区 分 及 び 名 称	位 置																								
学校																									
[略]																									
特別支援学校																									
[略]																									
県立日南くろしお支援学校	[略]																								

県立都城きりしま支援学 校	[略]	同 日南校	同 大字星倉5800番地
[略]		県立都城きりしま支援学 校	[略]
同 高千穂校	[略]	同 都城商業校	同 上東町31街区25号
[略]		[略]	
[略]		同 高千穂校	[略]
		同 延岡商業校	延岡市桜ヶ丘3丁目7122番地
		[略]	
		[略]	

別表第3（第6条関係）

施 設	基 準				
	区分		単位	金額	備考
宮崎県 青島少年自然の家 宮崎県 むかばき少年自然の家 宮崎県 御池少年自然の家	宿泊室		1 人 1 泊 につき		[略]
			30歳未満の者	<u>330円</u> 以下	
			30歳以上の者	<u>660円</u> 以下	
	研修室		1 室 1 時 間につき	<u>505円</u> 以下	
	体育館	宮崎県青島少年自然の家	1 時間につき		
			全面を利用する場合 半面を利用する場合	<u>1,100円</u> 以下 <u>550円</u> 以下	
		宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1 時間につき	<u>785円</u> 以下	
	キャンプ場		1 人 1 泊 につき		
			30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> 以下 <u>220円</u> 以下	
	キャン プ用具	テント	1 人 1 泊 につき		
30歳未満の者 30歳以上の者			<u>110円</u> 以下 <u>220円</u> 以下		
寝袋			1 泊 1 個 につき		
			30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> 以下 <u>220円</u> 以下	
	毛布	1 泊 1 枚			

別表第3（第6条関係）

施 設	基 準				
	区分		単位	金額	備考
宮崎県 青島少年自然の家 宮崎県 むかばき少年自然の家 宮崎県 御池少年自然の家	宿泊室		1人1泊につき		[略]
			30歳未満の者	<u>360円</u> 以下	
			30歳以上の者	<u>710円</u> 以下	
	研修室		1室1時間につき	<u>540円</u> 以下	
	体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき		<u>1,180円</u> 以下
			全面を利用する場合 半面を利用する場合	<u>590円</u> 以下	
		宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	<u>850円</u> 以下	
	キャンプ場		1人1泊につき		<u>120円</u> 以下 <u>240円</u> 以下
			30歳未満の者 30歳以上の者		
	キャンプ用具	テント	1人1泊につき		<u>120円</u> 以下 <u>240円</u> 以下
30歳未満の者 30歳以上の者					
寝袋		1泊1個につき		<u>120円</u> 以下 <u>240円</u> 以下	
		30歳未満の者 30歳以上の者			
	毛布	1泊1枚			

			につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	<u>110円</u> 以 下 <u>220円</u> 以 下					につき 30歳未 満の者 30歳以 上の者	<u>120円</u> 以 下 <u>240円</u> 以 下		
宮崎県 体育館	本館競 技場	入場料等 を徴収し ない場合	1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	 <u>1,290円</u> 以下 <u>2,030円</u> 以下 <u>8,210円</u> 以下	[略]		宮崎県 体育館	本館競 技場	入場料等 を徴収し ない場合	1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	 <u>1,390円</u> 以下 <u>2,180円</u> 以下 <u>8,810円</u> 以下	[略]
		入場料等 を徴収す る場合	1 団体 1 日につき アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額（そ の額が <u>14</u> <u>,180円</u> に 満たない 場合にあ っては、 <u>14,180円</u> ）以下 1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を				入場料等 を徴収す る場合	1 団体 1 日につき アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体	1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額（そ の額が <u>15</u> <u>,220円</u> に 満たない 場合にあ っては、 <u>15,220円</u> ）以下 1 人 1 日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を		

				乗じて得た額（その額が <u>22,240円</u> に満たない場合） あっては、 <u>22,240円</u> ）以下						乗じて得た額（その額が <u>23,870円</u> に満たない場合） あっては、 <u>23,870円</u> ）以下				
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額（そ の額が <u>90,340円</u> に満たない 場合にあ っては、 <u>90,340円</u> ）以下						アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	1人1日 当たりの 入場料等 の最高額 に 100を 乗じて得 た額（そ の額が <u>96,940円</u> に満たない 場合にあ っては、 <u>96,940円</u> ）以下			
	別館第 1 競技場		1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する とき 児童 ・生徒 の団体 その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	<u>270円</u> 以 下 <u>540円</u> 以 下 <u>2,090円</u> 以下			別館第 1 競技場		1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 する とき 児童 ・生徒 の団体 その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	<u>290円</u> 以 下 <u>580円</u> 以 下 <u>2,250円</u> 以下				
	別館第 2 競技場	専用での 利用の場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	<u>190円</u> 以 下 <u>380円</u> 以 下			別館第 2 競技場	専用での 利用の場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	<u>210円</u> 以 下 <u>410円</u> 以 下				
		専用での	1 団体（					専用での	1 団体（					

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 17 号

— 7 —

			の団体	下	
		個人が利用する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	<u>40円</u> 以下 <u>80円</u> 以下	
	会議室		1時間に つき	<u>160円</u> 以下	
	附帯設備器具（利用に要する消耗器材は含まない。）	浴室・シャワー（温水）	1時間に つき	<u>580円</u> 以下	
		〔略〕			
		電光表示盤	同	<u>130円</u> 以下	
		ボーダーライト	1列1時間につき	<u>400円</u> 以下	
		スポットライト	1台1時間につき	<u>230円</u> 以下	
		フットライト	1列1時間につき	<u>400円</u> 以下	
		放送設備（マイク ロフォンは2本とする。）	1時間に つき	<u>500円</u> 以下	
		携帯用テープレコーダー	同	<u>60円</u> 以下	
		〔略〕			
		ハンドマイク	1時間に つき	<u>50円</u> 以下	
		レコードプレーヤー	同	<u>60円</u> 以下	
		〔略〕			
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	<u>230円</u> 以下	
〔略〕					
宮崎県 ライフル射撃 競技場	エアークライフル射撃場	1人2時間まで <u>10歳以上の児童・生徒 その他の者</u>	<u>130円</u> 以下 <u>240円</u> 以下	1	〔略〕

			の団体	下	
		個人が利用する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	<u>50円</u> 以下 <u>90円</u> 以下	
	会議室		1時間に つき	<u>180円</u> 以下	
	附帯設備器具（利用に要する消耗器材は含まない。）	浴室・シャワー（温水）	1時間に つき	<u>750円</u> 以下	
		〔略〕			
		電光表示盤	同	<u>170円</u> 以下	
		ボーダーライト	1列1時間につき	<u>520円</u> 以下	
		スポットライト	1台1時間につき	<u>300円</u> 以下	
		フットライト	1列1時間につき	<u>520円</u> 以下	
		放送設備（マイク ロフォンは2本とする。）	1時間に つき	<u>650円</u> 以下	
		携帯用テープレコーダー	同	<u>80円</u> 以下	
		〔略〕			
		ハンドマイク	1時間に つき	<u>70円</u> 以下	
		レコードプレーヤー	同	<u>80円</u> 以下	
		〔略〕			
		持込電気器具用電気	1キロワットにつき	<u>300円</u> 以下	
〔略〕					
宮崎県 ライフル射撃 競技場	エアークライフル射撃場	1団体2時間につき <u>10歳以上の児童・生徒の団体 その他の団体</u>	<u>4,300円</u> 以下 <u>8,600円</u> 以下	1	〔略〕
		個人が利用する場合	1人2時間につき <u>10歳以上の児</u>	<u>230円</u> 以下	2「高等学校」には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む

[略]			<u>2・3</u> [略]	[略]
	<u>スモールポアライフル射場</u>	<u>1人2時間まで</u> <u>高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)</u> <u>生徒</u> <u>その他</u> <u>の者</u>	<u>190円以下</u> <u>380円以下</u>	

[略]			<u>童・生徒</u> <u>その他</u> <u>の者</u>	<u>450円以下</u>	<u>○</u> <u>3・4</u> [略]
	<u>スモールポアライフル射場</u>	<u>団体が利用する場合</u> <u>個人が利用する場合</u>	<u>1団体2時間につき</u> <u>高等学校の生徒の団体</u> <u>その他</u> <u>の団体</u> <u>1人2時間につき</u> <u>高等学校の生徒</u> <u>その他</u> <u>の者</u>	<u>3,550円以下</u> <u>7,100円以下</u> <u>360円以下</u> <u>710円以下</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第30号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後												
別表第 1（第 2 条関係）							別表第 1（第 2 条関係）												
使用料	区	分	単	位	金	額	納期	備	考	使用料	区	分	単	位	金	額	納期	備	考
[略]							[略]												
3 体 育館 使用 料	本館 競技 場	入場 料等 を徴 収し ない 場合	1 団体 1 時間につ き						[略]	3 体 育館 使用 料	本館 競技 場	入場 料等 を徴 収し ない 場合	1 団体 1 時間につ き						[略]
			アマチ ュアス ポーツ に使用 する とき																
			児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体																
			アマチ ュアス																

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 17 号

— 11 —

			団体 その他 の団体	<u>380円</u>						団体 その他 の団体	<u>410円</u>		
		専用 使用 でな い場 合	1 団体（ 個人を含 む。）1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体（ 個人を 含む。 ） その他 の団体 （個人 を含む 。）	<u>100円</u> <u>200円</u>					専用 使用 でな い場 合	1 団体（ 個人を含 む。）1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体（ 個人を 含む。 ） その他 の団体 （個人 を含む 。）	<u>110円</u> <u>220円</u>		
		屋外人工登 はん壁	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	<u>100円</u> <u>200円</u>					屋外人工登 はん壁	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	<u>110円</u> <u>220円</u>		
	屋内 人工 登は ん壁	団体 が使 用す る場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	<u>100円</u> <u>200円</u>					屋内 人工 登は ん壁	団体 が使 用す る場 合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	<u>110円</u> <u>220円</u>	
		個人 が使 用す る場 合	1 人 1 時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者	<u>40円</u> <u>80円</u>						個人 が使 用す る場 合	1 人 1 時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者	<u>50円</u> <u>90円</u>	
		会議室	1 時間につ き	<u>160円</u>						会議室	1 時間につ き	<u>180円</u>	
	附帯 設備 器具 （使 用に 要す る消 耗器 材は 含ま ない	浴室 ・シ ャワ ー（ 温水 ）	1 時間につ き	<u>580円</u>					附帯 設備 器具 （使 用に 要す る消 耗器 材は 含ま ない	浴室 ・シ ャワ ー（ 温水 ）	1 時間につ き	<u>750円</u>	
		[略]								[略]			
		電光 表示 盤	同	<u>130円</u>						電光 表示 盤	同	<u>170円</u>	
		ボー	1 列 1 時	<u>400円</u>						ボー	1 列 1 時	<u>520円</u>	

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 17 号

— 13 —

12 少年自然の家使用料	宿泊室		1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>330円</u> <u>660円</u>	[略]		12 少年自然の家使用料	宿泊室		1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>360円</u> <u>710円</u>	[略]	
	研修室		1室1時間につき	<u>505円</u>				研修室		1室1時間につき	<u>540円</u>		
	体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	<u>1,100円</u> <u>550円</u>				体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	<u>1,180円</u> <u>590円</u>		
		宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	<u>785円</u>					宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき	<u>850円</u>		
		キャンプ場		1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者					<u>110円</u> <u>220円</u>	キャンプ場			
	キャンプ用具	テント	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>220円</u>				キャンプ用具	テント	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>120円</u> <u>240円</u>		
		寝袋	1泊1個につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>220円</u>					寝袋	1泊1個につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>120円</u> <u>240円</u>		
		毛布	1泊1枚につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>110円</u> <u>220円</u>					毛布	1泊1枚につき 30歳未満の者 30歳以上の者	<u>120円</u> <u>240円</u>		

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第31号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（管理職員特別勤務手当） 第5条の2 〔略〕 2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の<u>午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万 2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100分の 150を乗じて得た額</u>） （2）〔略〕 4 〔略〕 （特定の職員についての適用除外） 第5条の4 第4条の2、第4条の3及び次条ただし書の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	（管理職員特別勤務手当） 第5条の2 〔略〕 2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100分の 150を乗じて得た額</u>）とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万 2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 （2）〔略〕 4 〔略〕 （特定の職員についての適用除外） 第5条の4 次条ただし書の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
定年前	60	281,600	326,700	399,400	420,200
再任用	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
短時間	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
勤務職	65	284,900	335,400	404,500	423,100
員以外	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
の職員	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	

85	297,800	363,500	417,200
86	298,300	364,700	417,500
87	298,800	365,900	417,800
88	299,300	367,000	418,000
89	299,700	368,100	418,200
90	300,300	369,200	418,500
91	300,800	370,300	418,800
92	301,300	371,400	419,000
93	301,600	372,500	419,200
94	302,100	373,700	419,500
95	302,600	374,800	419,800
96	303,000	375,900	420,000
97	303,400	376,900	420,200
98	303,900	377,900	420,500
99	304,400	378,800	420,800
100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	

	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 229,700	円 276,000	円 303,400	円 330,000	円 411,900

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員（職務の級が 1 級又は 2 級であった職員を除く。）の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 施行日以後に新たに市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和 59 年宮崎県条例第 18 号）第 12 条に規定する職員及び市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年宮崎県条例第 45 号）附則第 4 条に規定する職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる市町村立学校職員の給与等に関する条例第 4 条の 3 の規定は、施行日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 教育職給料表の適用を受ける職員（職務の級が 1 級又は 2 級であった職員を除く。）の号給の切替表（附則第 2 項関係）

職務 の級	特 2 級	3 級	4 級
旧号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	

52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

宮崎県監査委員条例（昭和39年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（指定金融機関等の検査結果の報告） 第9条 会計管理者及び管理者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 168条の 4 第 1 項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第22条の 5 の規定により、指定金融機関等の検査が終わったときは、その結果を速やかに監査委員に報告しなければならない。	（指定金融機関等の検査結果の報告） 第9条 会計管理者及び管理者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 168条の 4 第 1 項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第22条の 4 の規定により、指定金融機関等の検査が終わったときは、その結果を速やかに監査委員に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第33号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 （1）～（71） [略] （72） <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付（同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときを除く。）</u> 自動車保管場所標章交付手数料 （73） <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付（同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときに限る。）</u> 自動車保管場所証明通知申請に係る保管場所標章交付手数料 （74） <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の保管場所標章の再交付</u> 自動車保管場所標章再交付手数料 2～5 [略]	（手数料） 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 （1）～（71） [略] 2～5 [略]

別表第2（第3条関係）

手数料	区 分	単位	金 額	備 考
[略]				
71 [略]				
72 自動 車保管		1件に つき	550円	

別表第2（第3条関係）

手数料	区 分	単位	金 額	備 考
[略]				
71 [略]				

場所標 章交付 手数料					
73 自動 車保管 場所証 明通知 申請に 係る保 管場所 標章交 付手数 料		1 件に つき	550円		
74 自動 車保管 場所標 章再交 付手数 料		1 件に つき	550円		
〔略〕					〔略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第 145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行った場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定による自動車の保管場所標章の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

押売等防止条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第34号

押売等防止条例等の一部を改正する条例

（押売等防止条例の一部改正）

第1条 押売等防止条例（昭和32年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第4条 前条の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処する。	（罰則） 第4条 前条の規定に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

（宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例の一部改正）

第2条 宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 〔略〕	第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 〔略〕

（拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部改正）

第3条 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成7年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第9条 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の	（罰則） 第9条 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の

規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

2 [略]

規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

2 [略]

（宮崎県迷惑行為防止条例の一部改正）

第4条 宮崎県迷惑行為防止条例（平成11年宮崎県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（罰則）	（罰則）
第6条 第2条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第6条 第2条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第7条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役、20万円以下の罰金又は拘留に処する。	第7条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑、20万円以下の罰金又は拘留に処する。
2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第8条 [略]	第8条 [略]
2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第9条 [略]	第9条 [略]
2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（宮崎県暴力団排除条例の一部改正）

第5条 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第22条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第22条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

